

杉戸町障がい者施設PCR検査等事業補助金 Q & A

Q1 補助対象となる検査方法について。

A1 PCR検査のほか、抗原検査も対象にしますが、抗体検査は対象外となります。

なお、プール検査方式は、複数の検体を混合して同時に検査することにより、有病率が低い集団においては、検査時間・費用が効率化される長所もあるとされており、補助対象とします。

Q2 助成対象のPCR検査等の期間の考え方について教えてほしい。

A2 検体採取日が令和3年10月1日から令和4年2月28日までに行われ、同日（令和4年2月28日）までに補助金の申請をしたものとなります。

Q3 検査実施期間は令和3年10月1日から令和4年2月28日までとされているが、令和3年10月1日以前に開始した事業は遡及して補助対象とならないのか。

A3 令和3年10月1日より前に実施したPCR検査等は補助の対象外となります。

Q4 当法人は町内のほか、町外にも事業所があるが、補助の対象となるか。

A4 町内にある事業所に従事する職員のみが対象となります。なお、日によって町内と町外の事業所のそれぞれに勤務している職員がいる場合は、補助対象とします。

Q5 他の自治体からすでに助成（補助金等）を受けている場合でも申請は可能か。

A5 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体からの補助金等の交付を受けることはできません。

Q6 検査を実施する際に協力医に立ち会ってもらうが、その報酬は対象となるか。

A6 対象となります。なお、助成額に上限がありますのでご注意ください。

Q7 検査は一人につき何回まで受けることができるか。

A7 検査は各事業所の職員一人につき、上限額 20,000 円の範囲内であれば、複数回の実施が可能です。

なお、町内の複数の事業所に兼務職員等として同一の職員が従事している場合は、いずれか1か所の事業所の職員として検査・申請をしてください。（重複しての検査・申請はできません。）

Q8 事前に検査キットを購入していた場合、購入費は全額対象となるか。

A8 補助対象期間内（令和3年10月1日から令和4年2月28日まで）に購入し、期間内に検査実施したものは、補助対象となります。

一部のみ対象となる例として、期間内に検査キットを100個購入し、検査で使用したキットが50個の場合、補助対象費は購入費50個分及びその他検査にかかる経費となります。

Q9 一度申請をした後に、再度追加分で申請することは可能か。

A9 可能です。なお、令和4年2月28日までに購入・検査・申請のすべてが終了している必要がありますので、御留意ください。

Q10 検査はいつ実施したらよいか。

A10 令和3年10月1日から令和4年2月28日までに検査を実施し、経費を支出したもの（領収書添付）に限ります。なお、補助金申請手続きの期限も、令和4年2月28日までとなっています。

この範囲内であれば、検査の実施時期については、各事業所の都合で決めていただいてもかまいません。

なお、検査の内容は、厚生労働省ホームページ掲載の「新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針」も御確認ください。

Q11 重症化リスクの高い職員のみを実施する場合も対象となるか。

A11 一部の方の実施でも対象となります。

Q12 非常勤職員やボランティアに実施する場合も対象となるか。

A12 対象となります。

Q13 施設の利用者に対して実施する場合も対象となるか。

A13 施設の利用者に対して実施するPCR検査等は対象となりません。

Q14 当法人は杉戸町内に複数の事業所が所在しているが、どのように申請したらよいか。

A14 原則として、下記のとおり作成し申請（提出）してください。

様式	作成通数	備考
(様式第1号) 杉戸町障がい者施設 PCR検査等事業補助金交付申請書兼実績報告書	事業所ごとに各1通	補助金交付申請額は、検査対象者1人当たり20,000円を超えることはできませんので、御注意ください。
(別紙) 杉戸町障がい者施設 PCR検査等事業補助金実績内訳		領収書を添付し、領収書の右上に「(1)」「(2)」のように証拠書類番号を付けてください。 複数の事業所に兼務職員等として同一の職員が従事している場合は、いずれか1か所の事業所の職員として検査・申請をしてください。

Q15 提出した書類は返却してもらえるのか。

A15 提出いただいた書類は、添付書類（領収書）を含め返却できません。また、領収書は原本の提出が必要になります。

必要に応じて、あらかじめコピーを取っておいてくださいますようお願いいたします。